

保険者機能強化推進交付金について（平成30年度新設）

1. 交付金創設の目的・仕組み

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による、改正後の介護保険法第122条の3において、国は、市町村及び都道府県に対し、自立支援・重度化防止等に関する取組を支援するため、予算の範囲内において、交付金を交付することとされ、保険者機能強化推進交付金が創設されました。

保険者機能強化推進交付金の仕組みは、市の自立支援・重度化防止等の取組を支援するためのものであり、市において、地域課題への問題意識が高まり、地域の特性に応じた様々な取組が進められていくとともに、こうした取組が市町村の間で共有され、より効果的な取組に発展されていくことを目指すものです。

2. 交付金額の算定及び今後の予定

交付金は、定められた評価指標について、どの程度取り組んでいるか等により点数化し、全国の自治体の結果と比較して定められるものです。

評価指標は、①P D C Aサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築、②自立支援・重度化防止等に資する施策の推進、③介護保険運営の安定化に資する施策の推進の三つの観点で設定されています。

平成30年度の瑞浪市の交付金は、6,479,000円を見込んでいます（内示額）。既存の地域支援事業の財源として活用し、3月の市議会において補正予算を提出する予定です。なお、交付金を受けた結果、1号保険料に余剰が発生し、介護給付費準備基金に積み立てる見込みです。